

『家賃支援給付金』が受付スタート！

経済産業省は5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給することを決定し、7月14日(火)より受付がスタートしました。

今回はこの『家賃支援給付金』の要件や給付額、想定される質問等について確認していきます。

1：支給対象

家賃支援給付金の支給対象者は下記の①～③のすべてを満たす事業者となります。

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること。
…医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。
- ② 2020年5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比▲50%以上の下落、または連続する3ヶ月の合計で前年同月比▲30%以上の下落をしていること。
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること。



2：給付額

法人には最大 600 万円を、個人事業者には最大 300 万円が一括支給されます。

【算定方法】

申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づく給付額（月額）×6倍



	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料 × 2/3
	75万円超	50万円 + 「支払賃料の75万円の超過分 × 1/3」 ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × 2/3
	37.5万円超	25万円 + 「支払賃料37.5万円の超過分 × 1/3」 ※ただし、50万円（月額）が上限

3：申請に必要な書類

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ② 申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細等）
- ③ 本人確認書類（運転免許証等）
- ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

※③と④は持続化給付金と同様の書類です。

4：申請時期

2020年7月14日より、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。

（なお、給付額は申請時の直近1ヶ月における支払賃料に基づき算定されます。）

5：よくある質問Q&A



給付率3分の1の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。



自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

いいえ。対象ではありません。



個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

対象ですが、確定申告書における損金計上額等、自らの事業に用する部分に限ります。



借地の賃料は対象ですか？

対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
(例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料)



管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

賃貸借契約において、賃料と一体的に取り扱われている等、一定の場合には含まれます。



地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。



賃貸借契約の賃貸人が賃借人と実質的に同じ人物である場合、配偶者または1親等以内の親族である場合は給付の対象となりますか？

自己取引・親族間取引では、両者が生計を一にしている場合も多く、賃借人が賃料不払いを理由に退去等を求められる可能性が低いと考えられますので、給付対象外です。

6：申請方法

家賃支援給付金の申請サイトが開設されています。

また、申請サポート会場も設置予定です。申請サポート会場についても、申請サイトに情報が記載されています。なお申請会場は事前予約制です。

予約は、ウェブサイトからの申請を基本としておりますが、申請サポート会場の電話予約窓口もありますのでご案内いたします。

【申請サイトURL】

<https://yachin-shien.go.jp/>

【電話予約窓口】

(フリーダイヤル) 0120-150-413

受付時間：9：00～18：00（土日・祝日を含む）

詳細は上記申請サイトに記載されています。申請をご検討される方は、ぜひ一度サイトを閲覧されるか、当事務所担当者までお問い合わせください。

№71 令和2年8月5日発行 【担当】加藤田 敏孝